



－ 公用車の無車検運行及び無保険運行に係る処分 －

## 職員の懲戒処分について

- 平成29年4月8日から5月15日まで運行した公用車の無車検運行について、平成29年9月7日付けで、車両の管理及び安全運転指導を行う2名の職員について「戒告」の懲戒処分をいたしました。
- その他に、本件を管理監督する職責にあった3名を訓告処分とし、当該車両の運行に携わった職員については、口頭厳重注意処分としました。
- 対策として、公用車管理部署ごとに責任者を決め、車両内の目立つ場所及び運転日誌に車検満了日を表示し、運転者自身等が車検日を確認することができる環境づくりとあわせ、毎月財政課に対する車検日報告を義務付けるなど、再発防止の徹底を図っています。

### 【概要】

- |           |  |                     |
|-----------|--|---------------------|
| (1) 発生年月日 | 無車検運転期間  | 平成29年 4月 8日 ~ 5月15日 |
|           | 無保険運転期間  | 平成29年 4月16日 ~ 5月15日 |
| (2) 所 属   | 建設部土木課   |                     |
| (3) 職位の区分 | 課長補佐及び係長の2名  |                     |
| (4) 事件概要  | 建設部土木課が所管する公用車1台について、車検期間満了に気付かず、約1月の間、無車検の状態です。また、自動車損害賠償責任保険も失効したまま、運行日数17日、走行距離387キロメートルを職員7人が運行したものです。 |                     |

なお、本件が発覚後も上司への報告が遅れ、また、昨年度、同様の事案が発生した後の再発防止策のうち、車両内の目立つ場所及び運転日誌への車検満了日の表示を行っておらず、その確認作業も不十分なものでした。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (5) 処分内容  | 戒 告（懲戒処分） |
| (6) 処分年月日 | 平成29年9月7日 |

※戒告：職員の規律違反の責任を確認するとともにその将来を戒める処分（懲戒処分、職員履歴に残る）。

※なお、戒告のみならず訓告及び口頭厳重注意はいずれも、人事評価の対象となり、勤勉手当、昇格（昇任）、昇給に影響を与えるものです。